

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月10日 自対機アセス第109号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 技術検討ワーキンググループ（第2条～第7条）</p> <p>第3章 試験（第8条～第15条）</p> <p>第4章 試験車両等の調達（第16、17条）</p> <p>第5章 自動車製作者等の立ち会い（第18条～第20条）</p> <p>第6章 異議申し立て等（第21条～第28条）</p> <p>第7章 評価・表彰等（第29条～第36条）</p> <p>第8章 その他（第37条）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領（平成27年理事長達（アセス）第6号）（以下、「アセスメント実施要領」という。）第13条の規程に基づき、自動車等アセスメント情報提供事業（以下「アセスメント事業」という。）の業務の実施に関し必要な事項をこの細則において定める。</p> <p>第2章 技術検討ワーキンググループ</p> <p>（構成）</p> <p>第2条 アセスメント実施要領等に基づき設置する技術検討ワーキンググループの名称は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）衝突安全性能技術検討ワーキンググループ</p> <p>（2）歩行者保護技術検討ワーキンググループ</p> <p>（3）予防安全技術検討ワーキンググループ</p> <p>（4）CRS技術検討ワーキンググループ</p> <p>（5）メディアワーキンググループ</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業における自動車又はチャイルドシートに対する試験及び評価（以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。）について学識経験若しくは高度の専門的知識を有する者のうちから機構の理事長が委嘱する委員により構成される。（様式1）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日 自対機アセス 第286号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 技術検討ワーキンググループ（第2条～第7条）</p> <p>第3章 試験（第8条～第15条）</p> <p>第4章 試験車両の調達（第16、17条）</p> <p>第5章 自動車製作者等の立ち会い（第18条～第20条）</p> <p>第6章 試験結果の審議等（第21条～第28条）</p> <p>第7章 表彰等（第29条～第35条）</p> <p>第8章 その他（第36条）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領（平成27年理事長達（アセス）第6号）（以下、「アセスメント実施要領」という。）第13条の規程に基づき、自動車等アセスメント情報提供事業（以下「アセスメント事業」という。）の業務の実施に関し必要な事項をこの細則において定める。</p> <p>第2章 技術検討ワーキンググループ</p> <p>（構成）</p> <p>第2条 アセスメント実施要領等に基づき設置する技術検討ワーキンググループの名称は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）衝突安全性能等技術検討ワーキンググループ</p> <p>（2）歩行者保護技術検討ワーキンググループ</p> <p>（3）予防安全技術検討ワーキンググループ</p> <p>（4）CRS技術検討ワーキンググループ</p> <p>（5）メディアワーキンググループ</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業における自動車又はチャイルドシートに対する試験及び評価（以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。）について学識経験若しくは高度の専門的知識を有する者のうちから機構の理事長が委嘱する委員により構成される。（様式1）</p>

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>2 必要に応じ、委員の追加をすることができる。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、委員の交代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任者の残存期間とする。</p> <p>4 委員に対し、謝金及び旅費を支給する。</p> <p>5 前項の謝金及び旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の部外者に対する謝金及び旅費の支給に関する達」の規定を準用する。</p> <p>6 次条により置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の者であっても、説明員又はオブザーバーとして技術検討ワーキンググループに出席することができる。この場合において説明員は、委員の求めに応じ技術的説明を行うことができる。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第4条 各技術検討ワーキンググループには、それぞれの委員の互選による座長を置く。 また、必要に応じて、それぞれの委員の互選により副座長を置くことができる。</p> <p>2 座長は、会務を総理し、副座長はこれを補佐する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、副座長又はあらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第5条 委員及び説明員並びにオブザーバーは、技術検討ワーキンググループの検討内容を外部の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 技術検討ワーキンググループの庶務は、機構の自動車アセスメント部NCAP技術グループにおいて処理する。</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第7条 その他、技術検討ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。</p> <p>第3章 試験</p> <p>(試験)</p> <p>第8条 機構は以下の二つの手順により選定された車種又は機種に対して試験を行う。</p> <p>(1) <u>別途定める「自動車アセスメント(全体)対象車種の選定方法」、「予防安全性能試験対象車種の選定方法について」</u>及び「チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について」によるもの。</p> <p>(2) 自動車製作者、輸入事業者及び装置製作者(生産委託先を含む。)(以下「自動車製作者等」という。)から機構への依頼によるもの。(以下「委託試験」という。)</p> <p>2 試験の分類・種類は次のとおりとする。</p>	<p>2 必要に応じ、委員の追加をすることができる。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。 なお、委員の交代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任者の残存期間とする。</p> <p>4 委員に対し、謝金及び旅費を支給する。</p> <p>5 前項の謝金及び旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の部外者に対する謝金及び旅費の支給に関する達」の規定を準用する。</p> <p>6 次条により置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の者であっても、説明員又はオブザーバーとして技術検討ワーキンググループに出席することができる。この場合において説明員は、委員の求めに応じ技術的説明を行うことができる。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第4条 各技術検討ワーキンググループには、それぞれの委員の互選による座長を置く。 また、必要に応じて、それぞれの委員の互選により副座長を置くことができる。</p> <p>2 座長は、会務を総理し、副座長はこれを補佐する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、副座長又はあらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第5条 委員及び説明員並びにオブザーバーは、技術検討ワーキンググループの検討内容を外部の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 技術検討ワーキンググループの庶務は、機構の自動車アセスメント部NCAP技術グループにおいて処理する。</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第7条 その他、技術検討ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。</p> <p>第3章 試験</p> <p>(試験)</p> <p>第8条 機構は以下の二つの手順により選定された車種又は機種に対して試験を行う。</p> <p>(1) <u>「自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について」</u>及び「チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について」によるもの。</p> <p>(2) 自動車製作者、輸入事業者及び装置製作者(生産委託先を含む。)(以下「自動車製作者等」という。)から機構への依頼によるもの。(以下「委託試験」という。)</p> <p>2 試験の分類・種類は次のとおりとする。</p>
--	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

分類	種 類
衝突安全性能試験	(1) フルラップ前面衝突安全性能試験 (2) オフセット前面衝突安全性能試験 (3) 側面衝突安全性能試験 (4) 電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験 (電気自動車、ハイブリッド車等で高電圧部を有するものに限る。) (5) 後面衝突頸部保護性能試験 (6) 歩行者頭部保護性能試験 (7) 歩行者脚部保護性能試験 (8) 座席ベルト非着用時警報装置性能試験 (9) 後席座席ベルト使用性試験
予防安全性能試験	(1) 衝突被害軽減制動制御装置 [対車両] 性能試験 (2) 衝突被害軽減制動制御装置 [対歩行者：昼間] 性能試験 (3) 車線逸脱警報装置性能試験 (4) 後方視界情報提供装置性能試験
性能試験 チャイルドシート	(1) チャイルドシート前面衝突安全性能試験 (2) チャイルドシート使用性試験

3 2項の試験の実施方法は別途定める。

(委託試験の種類)

第9条 委託試験は次の3種類とする。

- (1) 分類単位で全ての試験を希望する委託試験（以下、「セット委託試験」という。）
- (2) 実施する試験の種類を限定して、
 - ① 安全装置等の普及促進の観点から希望する委託試験（以下、「個別委託試験」という。）
 - ② 自動車の改良開発促進の観点から希望する委託試験（以下、「改善委託試験」という。）

(委託試験の範囲)

第10条 自動車製作者等は、次の場合に委託試験を申請できる。

- (1) セット委託試験
 - ① 過去に評価されていない車両等において、委託試験を実施する場合。
 - ② 選定された試験車両を同一の車種で安全装備も同一に装備したハイブリッド車等に入れ替えて委託試験を実施する場合。
- (2) 個別委託試験

分類	種 類
衝突安全性能等試験	(1) フルラップ前面衝突安全性能試験 (2) オフセット前面衝突安全性能試験 (3) 側面衝突安全性能試験 (4) 電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験 (電気自動車、ハイブリッド車等で高電圧部を有するものに限る。) (5) 後面衝突頸部保護性能試験 (6) 歩行者頭部保護性能試験 (7) 歩行者脚部保護性能試験 (8) 座席ベルト非着用時警報装置性能試験 (9) 後席座席ベルト使用性試験
予防安全性能試験	(1) 衝突被害軽減制動制御装置 [対車両] 性能試験 (2) 衝突被害軽減制動制御装置 [対歩行者：昼間] 性能試験 (3) 車線逸脱警報装置性能試験 (4) 後方視界情報提供装置性能試験
性能試験 チャイルドシート	(1) チャイルドシート前面衝突安全性能試験 (2) チャイルドシート使用性試験

(委託試験の種類)

第9条 委託試験は次の3種類とする。

- (1) 分類単位で全ての試験を希望する委託試験（以下、「セット委託試験」という。）
- (2) 実施する試験の種類を限定して、
 - ① 安全装置等の普及促進の観点から希望する委託試験（以下、「個別委託試験」という。）
 - ② 自動車の改良開発促進の観点から希望する委託試験（以下、「改善委託試験」という。）

(委託試験の範囲)

第10条 自動車製作者等は、次の場合に委託試験を申請できる。

- (1) セット委託試験
 - ③ 過去に評価されていない車両等において、委託試験を実施する場合。
 - ④ 選定された試験車両を同一の車種で安全装備も同一に装備したハイブリッド車等に入れ替えて委託試験を実施する場合。
- (2) 個別委託試験

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>① アセスメント事業において新たに追加された試験又は変更された試験の個別委託試験を実施する場合。</p> <p>② 最量販グレードにサイドカーテンエアバッグ等のオプション設定がある車種において、当該装置を装備して委託試験を実施する場合。</p> <p>③ 最量販グレードに設定される当該装置のオプション有無に関わらず、当該装置を装備して委託試験を実施する場合。(予防安全性能試験に限る。)</p> <p>④ 同一車種内のハイブリッド車等で、電気自動車等の衝撃試験時における感電保護性能試験の個別委託試験を実施する場合。</p> <p>(3) 改善委託試験</p> <p>アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則(昭和26年運輸省令第85号)第10条の変更承認を受けたもの、第3条第2項第3号の括弧書きの書面の変更に伴う第6条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。</p> <p>なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあつては、該当する試験も併せて委託する。</p> <p>(委託試験の申請書等)</p> <p>第11条 委託試験を希望するものは、「自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書」(様式2)に必要な事項を記載し、10条(3)の改善委託試験の申請を行う場合にあつては、詳細な性能変更に関する資料を添えて、機構へ提出する。</p> <p>(委託試験の申請)</p> <p>第12条 委託試験の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託試験の調査への回答及び申請の〆切り</p> <p>毎年度NASVAは、6月末までに、(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合に次年度の委託試験に係る機構からの希望車種調査への回答及び申請の締め切り日等を通知するものとする。</p> <p>(2) セット委託試験</p> <p>① 衝突安全性能等試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り12月末日まで。 <p>② 予防安全性能試験</p> <p>自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合にあつては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>③ チャイルドシート安全性能試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り 	<p>⑤ アセスメント事業において新たに追加された試験又は変更された試験の個別委託試験を実施する場合。</p> <p>⑥ 最量販グレードにサイドカーテンエアバッグ等のオプション設定がある車種において、当該装置を装備して委託試験を実施する場合。</p> <p>⑦ 最量販グレードに設定される当該装置のオプション有無に関わらず、当該装置を装備して委託試験を実施する場合。(予防安全性能試験に限る。)</p> <p>⑧ 同一車種内のハイブリッド車等で、電気自動車等の衝撃試験時における感電保護性能試験の個別委託試験を実施する場合。</p> <p>(3) 改善委託試験</p> <p>アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則(昭和26年運輸省令第85号)第10条の変更承認を受けたもの、第3条第2項第3号の括弧書きの書面の変更に伴う第6条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。</p> <p>なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあつては、該当する試験も併せて委託する。</p> <p>(委託試験の申請書等)</p> <p>第11条 委託試験を希望するものは、「自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書」(様式2)に必要な事項を記載し、10条(3)の改善委託試験の申請を行う場合にあつては、詳細な性能変更に関する資料を添えて、機構へ提出する。</p> <p>(委託試験の申請)</p> <p>第12条 委託試験の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託試験の調査への回答及び申請の〆切り</p> <p>毎年度NASVAは、6月末までに、(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合に次年度の委託試験に係る機構からの希望車種調査への回答及び申請の締め切り日等を通知するものとする。</p> <p>(2) セット委託試験</p> <p>② 衝突安全性能等試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り12月末日まで。 <p>② 予防安全性能試験</p> <p>自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合にあつては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>③ チャイルドシート安全性能試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り
---	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>12月末日まで。</p> <p>(3) 個別委託試験 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>(4) 改善委託試験 申請する自動車製作者等から改善内容について随時、聴き取りを行い申請日を調整するが、前期分として公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>(委託試験の申請受理) 第13条 機構は、申請された内容の確認を行い、申請内容が第10条の委託試験の範囲であると判断した場合には、自動車アセスメント評価検討会及び関係する技術検討ワーキンググループにおいて電子メールにより審議を行い、了承が得られた後に申請を受理し、申請者に対して10日以内に試験の実施等について通知する。 この場合において、改善委託試験にあっては、機構において、第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができない場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで判断する。 また、委託試験により得られ試験結果等については、その知的所有権は当機構に帰属するものとする。</p> <p>(改善に係る判断) 第14条 第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断は、別紙1「試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態」により行う。 なお、申請された個別委託試験の項目が機構において必要であると判断する試験の項目と相違する場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで議論し、実施試験の項目を決定する。</p> <p>第15条 委託試験は、自動車製作者等が申請の際に希望した日に公表できる。ただし、試験の結果についてアセスメント実施要領第7条に定める異議申し立てがあった場合において、公表する日を調整する必要がある場合はこの限りでない。</p>	<p>12月末日まで。</p> <p>(3) 個別委託試験 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>(4) 改善委託試験 申請する自動車製作者等から改善内容について随時、聴き取りを行い申請日を調整するが、前期分として公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試験実施日等を調整する。</p> <p>(委託試験の申請受理) 第13条 機構は、申請された内容の確認を行い、申請内容が第10条の委託試験の範囲であると判断した場合には、自動車アセスメント評価検討会及び関係する技術検討ワーキンググループにおいて電子メールにより審議を行い、了承が得られた後に申請を受理し、申請者に対して10日以内に試験の実施等について通知する。 この場合において、改善委託試験にあっては、機構において、第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができない場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで判断する。 また、委託試験により得られ試験結果等については、その知的所有権は当機構に帰属するものとする。</p> <p>(改善に係る判断) 第14条 第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断は、別紙1「試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態」により行う。 なお、申請された個別委託試験の項目が機構において必要であると判断する試験の項目と相違する場合にあっては、関係する技術検討ワーキンググループで議論し、実施試験の項目を決定する。</p> <p>第15条 委託試験は、自動車製作者等が申請の際に希望した日に公表できる。ただし、試験の結果についてアセスメント実施要領第7条に定める異議申し立てがあった場合において、公表する日を調整する必要がある場合はこの限りでない。</p>
--	--

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

別紙 1

試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態

●:影響する試験

装置名	変更部位例	フラップ前面衝突安全性試験	オフセット前面衝突安全性試験	側面衝突安全性試験	電気自動車等の衝突試験における感電保護性能試験	後面衝突頸部保護性能試験	歩行者頭部保護性能試験	歩行者脚部保護性能試験	座席ベルト非着用時警報装置性能試験	後席座席ベルト使用性能試験	衝突被害軽減制動制御装置「対車両」性能試験	衝突被害軽減制動制御装置「対歩行者・昼間」性能試験	車線逸脱警報装置性能試験	後方視界情報提供装置性能試験
車枠・車両の構造・形状	フロントサイドメンバ	●	●		●									
	Bピラー			●										
衝撃吸収装置	ステアリングシャフト	●	●											
	ステアリングホイール	●	●											
	フロントエアバッグ	●	●											
	サイドエアバッグ			●										
	前席シートベルトシステム	●	●											
	後席シートベルトシステム		●							●				
	ドア及びドアトリム			●										
	ボンネット形状・構造							●						
	フロントバンパー形状及び内部構造								●					
シート	シートタイプ					●								
	シートバックの主要構造					●								
	ヘッドレストの主要構造					●								
試験自動車の質量	試験実施済車両との質量差が5%以上の場合	●	●	●	●									
その他	当該試験における性能に影響を及ぼす仕様変更	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別紙 1

試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態

●:影響する試験

装置名	変更部位例	フラップ前面衝突安全性試験	オフセット前面衝突安全性試験	側面衝突安全性試験	電気自動車等の衝突試験における感電保護性能試験	後面衝突頸部保護性能試験	歩行者頭部保護性能試験	歩行者脚部保護性能試験	座席ベルト非着用時警報装置性能試験	後席座席ベルト使用性能試験	衝突被害軽減制動制御装置「対車両」性能試験	衝突被害軽減制動制御装置「対歩行者・昼間」性能試験	車線逸脱警報装置性能試験	後方視界情報提供装置性能試験
車枠・車両の構造・形状	フロントサイドメンバ	●	●		●									
	Bピラー			●										
衝撃吸収装置	ステアリングシャフト	●	●											
	ステアリングホイール	●	●											
	フロントエアバッグ	●	●											
	サイドエアバッグ			●										
	前席シートベルトシステム	●	●											
	後席シートベルトシステム		●									●		
	ドア及びドアトリム			●										
	ボンネット形状・構造							●						
	フロントバンパー形状及び内部構造											●		
シート	シートタイプ					●								
	シートバックの主要構造					●								
	ヘッドレストの主要構造					●								
試験自動車の質量	試験実施済車両との質量差が5%以上の場合	●	●	●	●									
その他	当該試験における性能に影響を及ぼす仕様変更	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

第4章 試験車両等の調達

(試験車両等の調達)

第16条 試験車両等は、アセスメント実施要領第4条の規程を遵守し、次の手法により調達する。

- (1) 販売店等から無作為に調達する。
- (2) 身分を伏す等での調達が困難な場合は、次の手法により調達する。
 - ① 市場において販売されているものと同一の製造過程を経ていることを確認する。
 - ② 自動車製作者の車両集積所にある5台以上の車両から当機構職員が無作為に抽出する。

(試験車両の封印)

第17条 機構は、調達した試験車両について変造を防止するため、試験機関へ輸送されるまでの間、封印を施す。

第5章 自動車製作者等の立ち会い

(試験立会者)

第18条 アセスメント試験に立ち会う者(以下、「試験立会者」という。)は、当該試験に係る自動車製作者等とする。

なお、機構が認めた者にあつてはこの限りではない。

2 試験立会者は、試験実施日の1週間前までに所属及び氏名を機構及び試験機関へ連絡するものとする。

(試験立会者の確認項目)

第19条 試験立会者は、次の事項に掲げる試験条件の確認を行うことができる。

なお、特に試験結果への影響が大きいとみなされる次の事項については、試験機関と相互に確認を行うとともに、その結果を別途試験機関が作成する記録表へ記録するものとする。

- (1) フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験
 - ① 試験車両の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影
 - ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況
 - ③ ステアリング位置(上下、前後)
 - ④ 車両バッテリーの取付け状況
 - ⑤ イグニッションスイッチをONの状態にする際のエアバッグワーニングランプの作動状況
 - ⑥ その他衝突安全性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項
- (2) 後面衝突頸部保護性能試験
 - ① 試験シートの状態、ダミー着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影
 - ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況
 - ③ その他、後面衝突頸部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項
- (3) 歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験

第4章 試験車両等の調達

(試験車両等の調達)

第16条 試験車両等は、アセスメント実施要領第4条の規程を遵守し、次の手法により調達する。

- (1) 販売店等から無作為に調達する。
- (2) 身分を伏す等での調達が困難な場合は、次の手法により調達する。
 - ① 市場において販売されているものと同一の製造過程を経ていることを確認する。
 - ② 自動車製作者の車両集積所にある5台以上の車両から当機構職員が無作為に抽出する。

(試験車両の封印)

第17条 機構は、調達した試験車両について変造を防止するため、試験機関へ輸送されるまでの間、封印を施す。

第5章 自動車製作者等の立ち会い

(試験立会者)

第18条 アセスメント試験に立ち会う者(以下、「試験立会者」という。)は、当該試験に係る自動車製作者等とする。

なお、機構が認めた者にあつてはこの限りではない。

2 試験立会者は、試験実施日の1週間前までに所属及び氏名を機構及び試験機関へ連絡するものとする。

(試験立会者の確認項目)

第19条 試験立会者は、次の事項に掲げる試験条件の確認を行うことができる。

なお、特に試験結果への影響が大きいとみなされる次の事項については、試験機関と相互に確認を行うとともに、その結果を別途試験機関が作成する記録表へ記録するものとする。

- (1) フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験
 - ① 試験車両の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影
 - ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況
 - ③ ステアリング位置(上下、前後)
 - ④ 車両バッテリーの取付け状況
 - ⑤ イグニッションスイッチをONの状態にする際のエアバッグワーニングランプの作動状況
 - ⑥ その他衝突安全性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項
- (2) 後面衝突頸部保護性能試験
 - ① 試験シートの状態、ダミー着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影
 - ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況
 - ③ その他、後面衝突頸部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項
- (3) 歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>① 試験車両の状態、測定、写真撮影</p> <p>② イグニッションスイッチ OFF の確認</p> <p>③ 車両姿勢</p> <p>④ インパクトの確認</p> <p>⑤ その他歩行者頭部保護性能試験方法及び歩行者脚部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項</p> <p>(4) 座席ベルト非着用時警報装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(5) 後席座席ベルト使用性試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(6) 衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(7) 衝突被害軽減制動制御装置〔対歩行者：<u>屋間</u>〕性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(8) 車線逸脱警報装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(9) 後方視界情報提供装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態、視対象物の設置位置等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(10) チャイルドシート前面衝突安全性能試験及びチャイルドシート使用性試験</p> <p>① 試験機種の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>2 試験立会者は、試験条件の確認等を行うにあたり、試験車両、試験シート、ダミー及び座席ベルト等に触れてはならない。ただし、特に必要があると機構が認めた場合には、この限りでない。</p> <p>3 試験立会者が、確認等を行う時間は、試験実施の事前、直前、それぞれ30分程度とし、正当な理由があれば機構の許可を得たうえで延長することができる。その際、正当な理由があれば意見を述べることができ、機構の許可を得たうえで当該試験条件の変更を行うことができる。</p> <p>(立会者に起因する再試験の費用負担)</p> <p>第20条 前条第3項の変更後の試験条件に起因して試験不具合が発生し、再試験を行う場合は、試験車両等の購入費用及び試験実施費用は自動車製作者等が負担する。</p> <p>第6章 <u>異議申し立て等</u></p> <p>(<u>異議申し立ての確認</u>)</p> <p>第21条 機構は、<u>実施した試験の結果について、自動車製作者等に対して異議申し立ての有無の確認を行う。</u></p>	<p>① 試験車両の状態、測定、写真撮影</p> <p>② イグニッションスイッチ OFF の確認</p> <p>③ 車両姿勢</p> <p>④ インパクトの確認</p> <p>⑤ その他歩行者頭部保護性能試験方法及び歩行者脚部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項</p> <p>(4) 座席ベルト非着用時警報装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(5) 後席座席ベルト使用性試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(6) 衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(7) 衝突被害軽減制動制御装置〔対歩行者〕性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(8) 車線逸脱警報装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、車体の変形状況、損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(9) 後方視界情報提供装置性能試験</p> <p>① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態、視対象物の設置位置等の確認、測定、写真撮影</p> <p>(10) チャイルドシート前面衝突安全性能試験及びチャイルドシート使用性試験</p> <p>① 試験機種の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影</p> <p>2 試験立会者は、試験条件の確認等を行うにあたり、試験車両、試験シート、ダミー及び座席ベルト等に触れてはならない。ただし、特に必要があると機構が認めた場合には、この限りでない。</p> <p>3 試験立会者が、確認等を行う時間は、試験実施の事前、直前、それぞれ30分程度とし、正当な理由があれば機構の許可を得たうえで延長することができる。その際、正当な理由があれば意見を述べることができ、機構の許可を得たうえで当該試験条件の変更を行うことができる。</p> <p>(立会者に起因する再試験の費用負担)</p> <p>第20条 前条第3項の変更後の試験条件に起因して試験不具合が発生し、再試験を行う場合は、試験車両等の購入費用及び試験実施費用は自動車製作者等が負担する。</p> <p>第6章 <u>評価結果の審議等</u></p> <p>(<u>評価結果の審議</u>)</p> <p>第21条 機構は、<u>アセスメント実施要領第9条に基づき作成した評価結果について、自動車製作者等に対して異議申し立ての有無について確認を行い、異議申し立てがない場合は当該評価結果について自動車アセスメント評価検討委員及び関係技術検討ワーキンググループ委員に同要領第10条に基づく審議を依頼する。この場合において、機構から委員に対する審議依頼は、メールによることができるものとする。</u></p>
--	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>(異議申し立ての範囲)</p> <p>第22条 自動車製作者等は、<u>機構からの試験の結果に対する異議申し立ての有無の確認に対して</u>、次のいずれかの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。</p> <p>(1) 歩行者保護性能試験実施計画について</p> <p>① 試験エリア、細分化エリアの罫書き位置</p> <p>② 機構が示す打撃順</p> <p>(2) 試験結果について</p> <p>① 当該試験車両等に限った不具合が試験結果に影響を与えた場合</p> <p>② 第19条の立会者が確認できる事項を除き、試験の実施に過失があった場合</p> <p>③ 事前に予期し得ない事象が試験結果に影響を与えたことが明らかになった場合</p> <p>(異議申し立ての手順)</p> <p>第23条 自動車製作者等が行う異議申し立ての手順は以下のとおり。</p> <p>(1) 試験実施計画について</p> <p>自動車製作者等は、試験実施計画受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て理由書及びその技術的根拠を記載した書面(以下「異議申し立て書」という。)を提出する。</p> <p>機構は、異議申し立て書を受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に技術的検討を行い、異議申し立て書に対する回答を行う。</p> <p>(2) 試験結果について</p> <p>自動車製作者等は、異議申し立ての有無の意志表示を試験結果受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に機構に行うとともに、異議がある場合は、試験結果受領後10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て書及びその技術的説明を記した書面を提出する。</p> <p>なお、自動車製作者等は、原則として試験結果を受領するまでの間は試験車両等の調査を行わないこととし、異議申し立て書を提出した後に、調査目的、内容及び手順を明らかにした書面を提出したものにおいて、機構が了承した場合に限り、当該試験車両等を調査することができる。</p> <p>(3) 試験結果の通知が当日行われた場合について</p> <p>自動車製作者等は、座席ベルト非着用時警報装置性能試験、後席座席ベルト使用性試験、後方視界情報提供装置性能試験、チャイルドシート使用性試験において、試験結果の通知が試験実施当日に行われた場合は、口頭で異議を申し立て、書面を後日提出することができる。</p> <p>なお、機構は試験機関に対して原則として、試験実施後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に試験結果を機構に提出させる。</p> <p>(異議申し立て書に対する処理)</p> <p>第24条 機構は自動車製作者等から提出された異議申し立て書の内容を精査し、再試験の可否等を検討する。可否等の判断は、原則として異議申し立て書の提出があった日から起算して20日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行う。</p> <p>2 機構は必要に応じ自動車製作者等、学識経験者等に異議申し立て書の内容に関し、聴取することができる。また、さらに検討が必要な場合は、該当する技術検討ワーキンググループにおいて審議を行い、再試験の可否について結論を出す。</p>	<p>(異議申し立ての範囲)</p> <p>第22条 自動車製作者等は、<u>前条により機構からの異議申し立ての有無の確認に対して</u>、次のいずれかの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。</p> <p>(1) 歩行者保護性能試験実施計画について</p> <p>③ 試験エリア、細分化エリアの罫書き位置</p> <p>④ 機構が示す打撃順</p> <p>(2) 試験結果について</p> <p>④ 当該試験車両等に限った不具合が試験結果に影響を与えた場合</p> <p>⑤ 第19条の立会者が確認できる事項を除き、試験の実施に過失があった場合</p> <p>⑥ 事前に予期し得ない事象が試験結果に影響を与えたことが明らかになった場合</p> <p>(異議申し立ての手順)</p> <p>第23条 自動車製作者等が行う異議申し立ての手順は以下のとおり。</p> <p>(1) 試験実施計画について</p> <p>自動車製作者等は、試験実施計画受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て理由書及びその技術的根拠を記載した書面(以下「異議申し立て書」という。)を提出する。</p> <p>機構は、異議申し立て書を受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に技術的検討を行い、異議申し立て書に対する回答を行う。</p> <p>(2) 試験結果について</p> <p>自動車製作者等は、異議申し立ての有無の意志表示を試験結果受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に機構に行うとともに、異議がある場合は、試験結果受領後10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て書及びその技術的説明を記した書面を提出する。</p> <p>なお、自動車製作者等は、原則として試験結果を受領するまでの間は試験車両等の調査を行わないこととし、異議申し立て書を提出した後に、調査目的、内容及び手順を明らかにした書面を提出したものにおいて、機構が了承した場合に限り、当該試験車両等を調査することができる。</p> <p>(3) 試験結果の通知が当日行われた場合について</p> <p>自動車製作者等は、座席ベルト非着用時警報装置性能試験、後席座席ベルト使用性試験、後方視界情報提供装置性能試験、チャイルドシート使用性試験において、試験結果の通知が試験実施当日に行われた場合は、口頭で異議を申し立て、書面を後日提出することができる。</p> <p>なお、機構は試験機関に対して原則として、試験実施後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に試験結果を機構に提出させる。</p> <p>(異議申し立て書に対する処理)</p> <p>第24条 機構は自動車製作者等から提出された異議申し立て書の内容を精査し、再試験の可否等を検討する。可否等の判断は、原則として異議申し立て書の提出があった日から起算して20日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行う。</p> <p>2 機構は必要に応じ自動車製作者等、学識経験者等に異議申し立て書の内容に関し、聴取することができる。また、さらに検討が必要な場合は、該当する技術検討ワーキンググループにおいて審議を行い、再試験の可否について結論を出す。</p>
--	--

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>3 機構は、技術検討ワーキンググループにおいて審議した結果を自動車アセスメント評価検討会に報告する。</p> <p>(再試験の手続き)</p> <p>第25条 アセスメント試験において異議申し立ての結果、再試験を行う場合の手続きは以下のとおり。</p> <p>(1) 機構は、再試験の必要があると判断した場合は、直ちに当該自動車製作者等に通知するとともに、試験機関に対し再試験を直ちに依頼する。技術検討ワーキンググループで検討した場合は、その結論に従って再試験の要否を決定する。</p> <p>(2) 第22条(2)③の事由により再試験を行う場合は、当該因子を取り除いたうえで再試験を実施する。</p> <p>(3) 機構は再試験の結果を試験機関から受領後、試験結果を確定し、当該自動車製作者等にこれを通知する。当該通知は、原則として再試験実施の決定の日から起算して10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行う。</p> <p>(再試験の費用負担)</p> <p>第26条 再試験に係る費用は、原則として、次のとおり各々が負担する。</p> <p>(1) 第22条(2)①及び③の場合は、自動車製作者等</p> <p>(2) 第22条(2)②の場合は、試験機関</p> <p>2 その他必要に応じて機構、試験機関及び自動車製作者等で協議して決める。</p> <p>(再試験結果の取扱い)</p> <p>第27条 再試験は、原則一回限りとし、再試験結果を正式な結果として採用する。</p> <p>(社内試験結果の事前提出)</p> <p>第28条 自動車製作者等は、第6章の異議申し立てを行うかどうかに関わらず、アセスメント試験の実施前に試験車両と同型車(オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。)について社内試験結果及び関連データ等を提出することができる。ただし、機構が規定する試験方法と同等の試験方法で実施されている場合に限る。</p> <p>第7章 <u>評価・表彰等</u></p> <p>(<u>評価方法</u>)</p> <p><u>第29条 第8条2項の試験結果による評価は別途定める評価方法により行う。</u></p> <p>(<u>評価案の審議</u>)</p> <p><u>第30条 異議申し立てがない場合は、試験結果に基づき前条による評価案を作成し、自動車アセスメント評価検討委員及び関係技術検討ワーキンググループ委員に同要領第10条に基づく審議を依頼する。この場合において、機構から委員に対する審議依頼は、メールによることができるものとする。</u></p> <p>(表彰の実施)</p> <p>第31条 機構は、アセスメント試験を実施した車種及び機種の中から評価が優秀であったものに対して、当該自動車製作者等の栄誉を称えることにより、自動車製作者等に対し、より一層安全な自動車等の開発を促すと</p>	<p>3 機構は、技術検討ワーキンググループにおいて審議した結果を自動車アセスメント評価検討会に報告する。</p> <p>(再試験の手続き)</p> <p>第25条 アセスメント試験において異議申し立ての結果、再試験を行う場合の手続きは以下のとおり。</p> <p>(1) 機構は、再試験の必要があると判断した場合は、直ちに当該自動車製作者等に通知するとともに、試験機関に対し再試験を直ちに依頼する。技術検討ワーキンググループで検討した場合は、その結論に従って再試験の要否を決定する。</p> <p>(2) 第22条(2)③の事由により再試験を行う場合は、当該因子を取り除いたうえで再試験を実施する。</p> <p>(3) 機構は再試験の結果を試験機関から受領後、試験結果を確定し、当該自動車製作者等にこれを通知する。当該通知は、原則として再試験実施の決定の日から起算して10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行う。</p> <p>(再試験の費用負担)</p> <p>第26条 再試験に係る費用は、原則として、次のとおり各々が負担する。</p> <p>(1) 第22条(2)①及び③の場合は、自動車製作者等</p> <p>(2) 第22条(2)②の場合は、試験機関</p> <p>2 その他必要に応じて機構、試験機関及び自動車製作者等で協議して決める。</p> <p>(再試験結果の取扱い)</p> <p>第27条 再試験は、原則一回限りとし、再試験結果を正式な結果として採用する。</p> <p>(社内試験結果の事前提出)</p> <p>第28条 自動車製作者等は、第6章の異議申し立てを行うかどうかに関わらず、アセスメント試験の実施前に試験車両と同型車(オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。)について社内試験結果及び関連データ等を提出することができる。ただし、機構が規定する試験方法と同等の試験方法で実施されている場合に限る。</p> <p>第7章 <u>表彰</u></p> <p>(表彰の実施)</p> <p>第29条 機構は、アセスメント試験を実施した車種及び機種の中から評価が優秀であったものに対して、当該自動車製作者等の栄誉を称えることにより、自動車製作者等に対し、より一層安全な自動車等の開発を促すと</p>
--	--

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p>ともにアセスメントの知名度の向上を図り、自動車等の安全性についてのユーザーの関心をより一層高め、もって安全な自動車等の普及促進に寄与することを目的に表彰等を行う。</p> <p>2 表彰等は、評価結果の公表に合わせて行う。</p> <p>3 表彰は、理事長が行う。</p> <p>(衝突安全性能評価ファイブスター賞等の表彰の選定)</p> <p>第32条 衝突安全性能評価各賞の表彰の対象となる車種は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に衝突安全性能試験を実施した車種 (衝突安全性能評価におけるすべての試験について委託試験を実施したものを含む。)並びに第10条(2)の個別委託試験及び(3)の改善委託試験(衝突安全性能試験に係るものに限る。)を実施した車種の中から選定する。</p> <p>2 各年度における表彰の種類及び選定基準は、次の通りとする。</p> <p>(1) 衝突安全性能評価ファイブスター賞(JNCAP FIVE STAR AWARD)</p> <p>次に掲げる条件を全て満たす車種とする。</p> <p>① 衝突安全性能評価の得点が170.0点以上であること。</p> <p>② フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験に係る個別評価が、それぞれにおける最高評価から2段階以上、下回っていないこと。</p> <p>③ 衝突安全性能試験の対象試験項目全てを実施していること。</p> <p>(2) 衝突安全性能評価大賞(JNCAP FIRST PRIZE)</p> <p>前号の対象車種のうち衝突安全性能評価の得点が、これまでの最高得点を超えたもの。</p> <p>(3) 衝突安全性能評価特別賞(JNCAP SPECIAL AWARD)</p> <p>① 衝突安全性能評価の得点が最も高い車種。(当該年度において2(1)に該当する車種がない場合に限る。)</p> <p>② 衝突安全性能評価の得点が最も高い車種。(当該年度において2(2)に該当する車種がない場合に限る。)</p> <p>③ 特筆すべき安全装置を初めて備える車種。</p> <p>(4) 2(1)から2(3)までの各号において選定車種が複数ある場合には、全ての車種に各号に該当する賞を授与することができる。</p> <p>(表彰状等)</p> <p>第33条 前条第2項各号の表彰対象となる車種を開発した自動車製作者等の担当者に対し、表彰状及び記念品を授与する。</p> <p>2 表彰状及び記念品に表示するマークの様式は次表のとおりとする。</p>	<p>ともにアセスメントの知名度の向上を図り、自動車等の安全性についてのユーザーの関心をより一層高め、もって安全な自動車等の普及促進に寄与することを目的に表彰等を行う。</p> <p>2 表彰等は、評価結果の公表に合わせて行う。</p> <p>3 表彰は、理事長が行う。</p> <p>(JNCAPファイブスター賞等の表彰の選定)</p> <p>第30条 JNCAP各賞の表彰の対象となる車種は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に衝突安全性能等試験を実施した車種 (新・安全性能総合評価におけるすべての試験について委託試験を実施したものを含む。)並びに第10条(2)の個別委託試験及び(3)の改善委託試験(衝突安全性能等試験に係るものに限る。)を実施した車種の中から選定する。</p> <p>2 各年度における表彰の種類及び選定基準は、次の通りとする。</p> <p>(1) JNCAPファイブスター賞(JNCAP FIVE STAR AWARD)</p> <p>次に掲げる条件を全て満たす車種とする。</p> <p>④ 新・安全性能総合評価の得点が170.0点以上であること。</p> <p>⑤ フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験に係る個別評価が、それぞれにおける最高評価から2段階以上、下回っていないこと。</p> <p>⑥ 衝突安全性能等試験の対象試験項目全てを実施していること。</p> <p>(2) JNCAP大賞(JNCAP FIRST PRIZE)</p> <p>前号の対象車種のうち新・安全性能総合評価の得点が、これまでの最高得点を超えたもの。</p> <p>(3) JNCAP特別賞(JNCAP SPECIAL AWARD)</p> <p>④ 新・安全性能総合評価の得点が最も高い車種。(当該年度において2(1)に該当する車種がない場合に限る。)</p> <p>⑤ 新・安全性能総合評価の得点が最も高い車種。(当該年度において2(2)に該当する車種がない場合に限る。)</p> <p>⑥ 特筆すべき安全装置を初めて備える車種。</p> <p>(4) 2(1)から2(3)までの各号において選定車種が複数ある場合には、全ての車種に各号に該当する賞を授与することができる。</p> <p>(表彰状等)</p> <p>第31条 前条第2項各号の表彰対象となる車種を開発した自動車製作者等の担当者に対し、表彰状及び記念品を授与する。</p> <p>2 表彰状及び記念品マークの様式は次表のとおりとする。</p>
--	---

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

賞名	表彰状	マーク
衝突安全性能評価ファイブスター賞	様式3	様式6 (メダルマーク)
衝突安全性能評価大賞	様式4	様式7 (トロフィーマーク)
衝突安全性能評価特別賞	様式5	—

(予防安全性能評価の表示及びマーク)

第34条 予防安全性能評価を実施した車種のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、それぞれの名称及びマークを使用できるものとする。

- 予防安全性能評価の得点が12点超え46点以下に該当する場合、予防安全性能評価 ASV+。
- 予防安全性能評価の得点が46点超えの場合、予防安全性能評価 ASV++。

名称	マーク
予防安全性能評価 ASV++	様式8
予防安全性能評価 ASV+	様式9

(ISO-FIXゴールドマーク)

第35条 チャイルドシート性能試験を実施したチャイルドシートのうち、ISO-FIXに対応した、かつ対応する全てのカテゴリー(乳児用、幼児用)において、チャイルドシート前面衝突試験安全性能試験の評価が優であるものは、様式10 ISO-FIXゴールドマークを使用できるものとする。

(名称等の使用)

第36条 広報又は宣伝にあたって、第30条、第32条又は第33条に該当する自動車製作者等は、名称、各マークを無償にて使用することができる。

2 前項に基づき広報又は宣伝を行う場合には、国内外を問わず次の各号を守らなければならない。

- 使用目的は、第29条の目的のための広報又は宣伝に使用する場合に限る。
- 使用範囲は、自動車等アセスメント試験において公表された車種及び機種とする。
- 使用する各マークは、「自動車アセスメント衝突安全性能ファイブスター賞等マーク使用規程」、「自動車アセスメント予防安全性能評価マーク使用規程」、「チャイルドシートアセスメントISO-FIXゴールドマーク使用規程」を遵守する。

表彰状・記念品	表彰状	記念品マーク
JNCAPファイブスター賞	様式3	様式6 (メダルマーク) 様式7 (ステッカーマーク)
JNCAP大賞	様式4	様式8 (トロフィーマーク)
JNCAP特別賞	様式5	—

(先進安全車の選定)

第32条 先進安全車の対象となる車種は、予防安全性能試験を実施した車種のうち次の各号のいずれかに該当したものから選定する。

- 先進安全車 (JNCAP ASV) は、予防安全性能総合評価の得点が2点以上であること。
- 先進安全車プラス (JNCAP ASV+) は、予防安全性能総合評価の得点が12点以上であること。

(ISO-FIXマークの選定)

第33条 ISO-FIXマークの対象となる機種は、チャイルドシート性能試験を実施したチャイルドシートであって、ISO-FIXに対応した機種及び次に該当したものを選定する。

- 対応する全てのカテゴリー(乳児用、幼児用)において、チャイルドシート前面衝突試験安全性能試験の評価が優であること。

(ロゴマーク)

第34条 第31条及び第32条により選定された車種等が使用するロゴマークは次表のとおり。

種類	ロゴマーク
先進安全車	様式9
先進安全車プラス	様式10
ISO-FIXマーク	様式11

(名称等の使用)

第35条 広報又は宣伝にあたって、第30条、第32条又は第33条に該当する自動車製作者等は、名称、各マークを無償にて使用することができる。

2 前項に基づき広報又は宣伝を行う場合には、国内外を問わず次の各号を守らなければならない。

- 使用目的は、第29条の目的のための広報又は宣伝に使用する場合に限る。
- 使用範囲は、自動車等アセスメント試験において公表された車種及び機種とする。
- 使用する各マークは、「JNCAPファイブスター賞等ロゴ規程」、「先進安全車ロゴ使用規程」及び「ISO-FIXロゴマーク規程」を遵守する。

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

ルドマーク使用規程、「JNCAPデザインガイドマニュアル」を遵守する。

第8章 その他

第37条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附帯する業務については、必要に応じ別に定める。

附則

1. この規定は、平成28年11月10日から施行する。
2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程（平成25年4月8日 自対機企画1号）は廃止する。
3. 新・安全性能総合評価ファイブスター賞等表彰規程（平成24年3月16日 機構規程(企画)第1号）は廃止する。
4. 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則(平成28年3月31日 自対機アセス第286号)は廃止する。

第8章 その他

第36条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附帯する業務については、必要に応じ別に定める。

附則

1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。
2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程（平成25年4月8日 自対機企画1号）は廃止する。
3. 新・安全性能総合評価ファイブスター賞等表彰規程（平成24年3月16日 機構規程(企画)第1号）は廃止する。

様式1

委 嘱 状

殿

貴殿を下記の独立行政法人自動車事故対策機構「技術検討ワーキンググループ」委員に委嘱します。

記

1. 技術検討ワーキンググループ名
2. 委嘱の期間 : 委嘱の日から平成 年 月 日まで
3. 謝金及び旅費 :

平成 年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名

様式1

委 嘱 状

殿

貴殿を下記の独立行政法人自動車事故対策機構「技術検討ワーキンググループ」委員に委嘱します。

記

1. 技術検討ワーキンググループ名
2. 委嘱の期間 : 委嘱の日から平成 年 月 日まで
3. 謝金及び旅費 :

平成 年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構
理 事 長 名

独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則 新旧対照表

<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人 自動車事故対策機構 自動車アセスメント部長 殿</p> <p style="text-align: right;">(社 名) (部 署)</p> <p style="text-align: center;">自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託試験車種名 2. 委託試験項目 3. 性能変更の概要 4. 生産開始時期 5. 生産工場 6. グレード別販売台数 7. 担当者の連絡先 	<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人 自動車事故対策機構 自動車アセスメント部長 殿</p> <p style="text-align: right;">(社 名) (部 署)</p> <p style="text-align: center;">自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託試験車種名 2. 委託試験項目 3. 性能変更の概要 4. 生産開始時期 5. 生産工場 6. グレード別販売台数 7. 担当者の連絡先
--	--

様式3



表 彰 状

衝突安全性能評価ファイブスター賞

メーカー名 ファイブスター受賞車名

本車輻は平成〇〇年度自動車アセスメント衝突安全性能評価において「衝突安全性能評価ファイブスター賞」に値する優れた成績を収められました
よって その榮譽を称えここに表彰いたします

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式3



表 彰 状

JNCAPファイブスター賞

メーカー名 ファイブスター受賞車名

本車輻は、平成〇〇年度自動車アセスメント試験において新・安全性能総合評価の成績が優れた自動車として認定されました。
ここに、その榮譽を称え
「JNCAPファイブスター賞」を授与します。

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理 事 長 名 



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式4

表彰状

衝突安全性能評価大賞

メーカー名 衝突安全性能評価大賞受賞車名

本車輦は平成〇〇年度自動車アセスメント衝突安全性能評価において「衝突安全性能評価大賞」に値する最も優れた成績を収められました。
よってその栄誉を称えここに表彰いたします。

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理事長名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式4

表彰状

JNCAP大賞

メーカー名 JNCAP大賞受賞車名

本車輦は、平成〇〇年度自動車アセスメント試験において新・安全性能総合評価の成績が最も優れた自動車として認定されました。
ここに、その栄誉を称え
「JNCAP大賞」を授与します。

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理事長名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式5

表彰状

衝突安全性能評価特別賞

メーカー名 衝突安全性能評価特別賞受賞車名

本車輦は平成〇〇年度自動車アセスメント衝突安全性能評価において「衝突安全性能評価特別賞」に値する優れた成績を収められました。
よってその栄誉を称えここに表彰いたします。

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理事長名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式5

表彰状

JNCAP特別賞

メーカー名 JNCAP特別賞受賞車名

本車輦は、平成〇〇年度自動車アセスメント試験において新・安全性能総合評価の成績が優れた自動車として認定されました。
ここに、その栄誉を称え
「JNCAP特別賞」を授与します。

平成〇〇年 月 日

独立行政法人 自動車事故対策機構

理事長名 印



独立行政法人自動車事故対策機構

備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。

様式6



様式6



様式7



様式7



様式8



様式8



様式9



様式9



様式10



様式10



様式11

